

==== 公布された規則のあらまし ====

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、通勤災害保護制度の対象が拡大されたことにかんがみ、非常勤の職員の通勤の取扱いについて同様の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 配偶者等の介護を日常生活上必要な行為とし、通勤経路の逸脱又は中断が配偶者等の介護をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の後の移動を通勤として取り扱う。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とし、改正後の規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。